

協議第26号

下水道事業の取扱いについて

下水道事業の取扱いについて提出する。

平成15年9月25日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

下水道事業の取扱いについて

- (1) 公共下水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 公共下水道事業に係る使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。
- (3) 集落排水等整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 集落排水事業等に係る使用料及び受益者分担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。
- (5) 合併処理浄化槽設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。

平成 年 月 日確認

本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	(各種事務事業の取扱い) 下水道事業の取扱い
関 連 項 目	◎ 公共下水道整備 ◎ 公共下水道受益者負担金 ◎ 公共下水道使用料 ◎ 集落排水等整備 ◎ 集落排水等受益者分担金 ◎ 集落排水等使用料 ◎ 合併処理浄化槽設置事業

調整内容	1. 公共下水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2. 公共下水道事業に係る使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。 3. 集落排水等整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 4. 集落排水事業等に係る使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。 5. 合併処理浄化槽設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。
------	---

各市町の現況				
項目	本荘市	矢島町	岩城町	由利町
◎公共下水道整備	公共下水道事業 ()は全体計画 【全体及び認可計画】 計画処理面積： 312ha (1,083ha) 計画処理人口：13,270人 (37,000人) 事業期間：S56～H15 (S56～H22) 総事業費：196,404,426千円	公共下水道事業 ()は全体計画 【全体及び認可計画】 計画処理面積： 170ha 計画処理人口：4,000人 事業期間：H6～H15 (H6～H22) 総事業費：6,764,025千円	特定環境保全公共下水道事業 【全体及び認可計画】 計画処理面積： 88ha 計画処理人口：3,200人 事業期間：S60～H20 総事業費：5,274,000千円	特定環境保全公共下水道事業 【全体及び認可計画】 計画処理面積： 97ha 計画処理人口：2,410人 事業期間：S63～H15 総事業費：2,543,625千円
◎公共下水道受益者負担金	【受益者負担金】 負担金の額 本荘第1～4負担区 420円/㎡ 負担金の賦課及び徴収 分割納付 5年可能 一括納付 納期 第1期：6月1日から6月30日 第2期：8月1日から8月31日 第3期：10月1日から10月31日 第4期：1月1日から1月31日	【受益者負担金】 負担金の額 30,000円/公共ます1個 負担金の賦課及び徴収 分割納付 年5回を超えない範囲で納期を定めて分割納入できる 一括納付 一括納付が基本	【受益者負担金】 負担金の額 宅地面積 360㎡未満 24,000円 360㎡以上480㎡未満 36,000円 480㎡以上 48,000円 宅地面積(10年で納める場合) 360㎡未満 200円/月 360㎡以上480㎡未満 300円/月 480㎡以上 400円/月 負担金の賦課及び徴収 一括納付または10年間の分割納付	【受益者負担金】 負担金の額 350,000円/戸 負担金の賦課及び徴収 分割納付 年間35,000円4期10年 一括納付・全期納付 納期 第1期：6月1日から6月30日 第2期：9月1日から9月30日 第3期：12月1日から12月31日 第4期：3月1日から3月31日
◎公共下水道使用料	【下水道使用料】 一般汚水 基本料金 10㎡まで 1,200円 超過料金 10㎡超～20㎡ 130円 " 20㎡超～50㎡ 140円 " 50㎡超～100㎡ 160円 " 100㎡超～ 180円 浴場汚水 基本料金 10㎡まで 1,200円 超過料金 10㎡超～ 60円 ※消費税は外税	【下水道使用料】 基本料金 10㎡まで 1,700円 超過料金 10㎡超～100㎡ 180円 " 100㎡超～ 200円 ※消費税は外税	【下水道使用料】 基本料金 10㎡まで 1,330円 超過料金 10㎡超～100㎡ 135円 " 100㎡超～ 145円 ※消費税は内税	【下水道使用料】 基本料金 10㎡まで 1,400円 超過料金 10㎡超～ 150円 ※消費税は外税

各 市 町 の 現 況				
項 目	大 内 町	東 由 利 町	西 目 町	鳥 海 町
◎公共下水道整備	特定環境保全公共下水道事業 【全体及び認可計画】 計画処理面積： 212a 計画処理人口：4,800人 事業期間：H6～H21 総事業費：8,912,000千円		特定環境保全公共下水道事業 【全体及び認可計画】 計画処理面積： 223a 計画処理人口：5,700人 事業期間：S63～H27 総事業費：6,969,000千円	
◎公共下水道受益者負担金	【受益者負担金】 負担金の額 200,000円／戸 負担金の賦課及び徴収 分割納付 1期10,000円年4期5年 一括納付・全期納付 可能 納期 第1納期：6月30日 第2納期：9月30日 第3納期：12月31日 第4納期：2月末日		【受益者負担金】 負担金の額 200,000円／戸 負担金の賦課及び徴収 分割納付 1期10,000円年4期5年 一括納付・全期納付 可能 納期 第1納期：5月31日 第2納期：8月31日 第3納期：11月30日 第4納期：2月末日	
◎公共下水道使用料	【下水道使用料】 基本料金 10m ³ まで 1,450円 超過料金 10m ³ 超～ 145円 ※消費税は内税		【下水道使用料】 一般汚水 基本料金 5m ³ まで 700円 超過料金 5m ³ 超～50m ³ 150円 " 50m ³ 超～ 170円 屋内プール・浴場・公衆用トイレ 基本料金 10m ³ まで 1,450円 超過料金 10m ³ 超～ 80円 ※消費税は外税	

具 体 的 な 調 整 方 針	
◎公共下水道整備	現行のとおり新市に引き継ぐ。
◎公共下水道受益者負担金	現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。
◎公共下水道使用料	現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。

調整内容	<p>1. 公共下水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>2. 公共下水道事業に係る使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。</p> <p>3. 集落排水等整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>4. 集落排水事業等に係る使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。</p> <p>5. 合併処理浄化槽設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。</p>
------	--

各市町の現況				
項目	本荘市	矢島町	岩城町	由利町
◎集落排水等整備	<p>農業集落排水事業 【全体及び認可計画】 処理場数： 7カ所 計画処理人口：9,320人 事業期間：H4～H24 総事業費：16,192,000千円</p> <p>漁業集落排水事業 【全体及び認可計画】 処理場数： 1カ所 計画処理人口：2,170人 事業期間：H7～H14 総事業費：1,586,626千円</p>	<p>農業集落排水事業 【全体及び認可計画】 処理場数： 4カ所 計画処理人口：2,680人 事業期間：H4～H9 総事業費：4,096,312千円</p>	<p>農業集落排水事業 【全体及び認可計画】 処理場数： 5カ所 計画処理人口：3,430人 事業期間：S62～H10 総事業費：3,645,531千円</p> <p>簡易排水事業 【全体及び認可計画】 処理場数： 5カ所 計画処理人口：310人 事業期間：H5～H13 総事業費：498,100千円</p> <p>小規模排水処理事業 【全体及び認可計画】 処理場数： 1カ所 計画処理人口：60人 事業期間：H14～H14 総事業費：88,960千円</p>	<p>農業集落排水事業 【全体及び認可計画】 処理場数： 15カ所 計画処理人口：5,160人 事業期間：S57～H10 総事業費：5,130,537千円</p> <p>小規模排水処理事業 【全体及び認可計画】 処理場数： 2カ所 計画処理人口：150人 事業期間：H8～H8 総事業費：217,000千円</p>
◎集落排水等受益者負担金	<p>【受益者負担金】 負担金の額 事業費の3/10(上限200,000)</p> <p>負担金の賦課及び徴収 分割納付 5年 一括納付 可能</p> <p>納期 第1期：6月1日から6月30日 第2期：8月1日から8月31日 第3期：10月1日から10月31日 第4期：1月1日から1月31日</p>	<p>【受益者負担金】 負担金の額 なし</p> <p>負担金の賦課及び徴収 分割納付 なし 一括納付 なし</p>	<p>【受益者負担金】 負担金の額 宅地面積 360㎡未満 24,000円 360㎡以上480㎡未満 36,000円 480㎡以上 48,000円 宅地面積(10年で納める場合) 360㎡未満 200円/月 360㎡以上480㎡未満 300円/月 480㎡以上 400円/月</p> <p>負担金の賦課及び徴収 一括納付または10年間の分割納付</p>	<p>【受益者負担金】 負担金の額 350,000円/戸</p> <p>負担金の賦課及び徴収 分割納付 年間35,000円4期10年 一括納付・全期納付</p> <p>納期 第1期：6月1日から6月30日 第2期：9月1日から9月30日 第3期：12月1日から12月31日 第4期：3月1日から3月31日</p>

各 市 町 の 現 況				
項 目	大 内 町	東 由 利 町	西 目 町	鳥 海 町
◎集落排水等 整備	農業集落排水事業 【全体及び認可計画】 処理場数： 5カ所 計画処理人口：4,849人 事業期間：H6～H23 総事業費：9,262,000千円	農業集落排水事業 【全体及び認可計画】 処理場数： 4カ所 計画処理人口：4,112人 事業期間：H8～H20 総事業費：6,499,000千円	農業集落排水事業 【全体及び認可計画】 処理場数： 1カ所 計画処理人口：1,270人 事業期間：H9～H12 総事業費：1,682,500千円 漁業集落排水事業 【全体及び認可計画】 処理場数： 1カ所 計画処理人口：500人 事業期間：H2～H7 総事業費：437,635千円	農業集落排水事業 【全体及び認可計画】 処理場数： 2カ所 計画処理人口：5,069人 事業期間：H9～H20 総事業費：6,605,000千円
◎集落排水等 受益者分担金	【受益者分担金】 負担金の額 200,000円/戸 負担金の賦課及び徴収 分割納付 1期10,000円年4期5年 一括納付・全期納付 可能 納期 第1納期：6月30日 第2納期：9月30日 第3納期：12月31日 第4納期：2月末日	【受益者分担金】 負担金の額 なし 負担金の賦課及び徴収 分割納付 なし 一括納付 なし	【受益者分担金】 負担金の額 200,000円/戸 負担金の賦課及び徴収 分割納付 1期10,000円年4期5年 一括納付・全期納付 可能 納期 第1納期：5月31日 第2納期：8月31日 第3納期：11月30日 第4納期：2月末日	【受益者分担金】 負担金の額 31,500円/戸 負担金の賦課及び徴収 一括納付のみ

具 体 的 な 調 整 方 針	
◎集落排水等 整備	現行のとおり新市に引き継ぐ。
◎集落排水等 受益者分担金	現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。

調整内容	<p>1. 公共下水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>2. 公共下水道事業に係る使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。</p> <p>3. 集落排水等整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>4. 集落排水事業等に係る使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。</p> <p>5. 合併処理浄化槽設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。</p>
------	--

項目	各 市 町 の 現 況			
	本 庄 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
◎集落排水等使用料	<p>【農業集落排水・漁業集落排水使用料】</p> <p>基本料金 一般家庭 1,630 円 営業用 3,000 円 その他 10,000 円</p> <p>人員割料金 一人当たり 360 円 一般家庭 世帯人員 その他 換算処理人員により算定 ※消費税は外税</p>	<p>【農業集落排水使用料】</p> <p>基本料金 10m³まで 1,700 円 超過料金 10m³超～100m³ 180 円 " 100m³超～ 200 円</p> <p>※消費税は外税</p>	<p>【農業集落排水・簡易排水・小規模排水使用料】</p> <p>基本料金 10m³まで 1,330 円 超過料金 10m³超～100m³ 135 円 " 100m³超～ 145 円</p> <p>※消費税は内税</p>	<p>【農業集落排水・小規模排水使用料】</p> <p>基本料金 10m³まで 1,400 円 超過料金 10m³超～ 150 円</p> <p>※消費税は外税</p>
◎合併処理浄化槽設置事業	<p>【補助金の限度額】</p> <p>5人槽 (国) (県) (市) 125,000 円 125,000 円 125,000 円</p> <p>7人槽 146,000 円 146,000 円 146,000 円</p> <p>10人槽 185,000 円 185,000 円 185,000 円</p>	<p>【補助金の限度額】</p> <p>5人槽 (国) (県) (町) 125,000 円 125,000 円 325,000 円</p> <p>7人槽 146,000 円 146,000 円 346,000 円</p> <p>10人槽 185,000 円 185,000 円 385,000 円</p> <p>単独嵩上げ額は清算工事額より国庫補助基準額を差し引いた額の2分の1、ただし200,000円を限度とする。</p>	<p>【補助金の限度額】</p> <p>5人槽 (国) (県) (町) 125,000 円 125,000 円 450,000 円</p> <p>7人槽 146,000 円 146,000 円 608,000 円</p> <p>10人槽 185,000 円 185,000 円 730,000 円</p>	

各 市 町 の 現 況				
項 目	大 内 町	東 由 利 町	西 目 町	鳥 海 町
◎集落排水等 使用料	【農業集落排水使用料】 基本料金 10m ³ まで 1,450 円 超過料金 10m ³ 超～ 145 円 ※消費税は内税	【農業集落排水使用料】 基本料金 10m ³ まで 1,800 円 超過料金 10m ³ 超～ 180 円 ※消費税は外税	【農業集落排水・漁業集落排水 使用料】 一般汚水 基本料金 5m ³ まで 700 円 超過料金 5m ³ 超～ 50m ³ 150 円 " 50m ³ 超～ 170 円 屋内プール・浴場・公衆用トイレ 基本料金 10m ³ まで 1,450 円 超過料金 10m ³ 超～ 80 円 ※消費税は外税	【農業集落排水使用料】 基本料金 10m ³ まで 1,400 円 超過料金 10m ³ 超～ 150 円 ※消費税は外税
◎合併処理浄化 槽設置事業	【簡易排水・個別排水事業】 事業主体：町 プロア電気料：個人 保守点検費：町 受益者分担金：200,000 円 個別排水使用料： 農業集落排水使用料に同じ、 ただしメーターを設置出来な い場合は1人当り6m ³ /月の 認定使用料を徴収する。	【補助金の限度額】 5人槽 (国) (県) (町) 125,000 円 125,000 円 570,000 円 7人槽 146,000 円 146,000 円 638,000 円 10人槽 185,000 円 185,000 円 830,000 円 清算工事額より限度額を差し引 いた残額の個人負担額が25% 以下の場合は個人負担額が25 %となるように決定する。	【個別排水事業】 事業主体：町 プロア電気料：町 保守点検費：町 受益者分担金：200,000 円 個別排水使用料： 農業集落排水使用料に同じ、 ただしメーターを設置出来な い場合は1人当り6m ³ /月の 認定使用料を徴収する。	【補助金の限度額】 5人槽 (国) (県) (町) 125,000 円 125,000 円 350,000 円 7人槽 146,000 円 146,000 円 408,000 円 10人槽 185,000 円 185,000 円 430,000 円

具 体 的 な 調 整 方 法	
◎集落排水等 使用料	現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。
◎合併処理浄化 槽設置事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目途に統一するよう調整する。